

指定（介護予防）訪問看護事業所 聖テレジア訪問看護ステーション西鎌倉 運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人聖テレジア会が開設する聖テレジア訪問看護ステーション西鎌倉（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護事業の運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 利用者の日常生活の充実に資すると共に漫然かつ画一的なものとならないよう療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業を実施するにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民の自発的な活動によるサービスを含む地域の様々な取り組みを行う者等と連携するものとする。
- 5 事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 指定訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行うものとする。

（指定介護予防訪問看護事業の運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が介護予防状態となった場合に可能な限りその居宅に、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、療養生活を支援し、心身の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業を実施するにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民の自発的な活動によるサービスを含む地域の様々な取り組みを行う者等と連携するものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報提供を行うものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- ① 名称 社会福祉法人聖テレジア会 聖テレジア訪問看護ステーション西鎌倉
- ② 所在地 神奈川県鎌倉市津602-184

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：看護師1名（常勤兼務）

管理者は指定訪問看護の事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事柄についての指揮命令を行う。

- ② 看護職員：7名（常勤兼務3名、非常勤兼務4名）

看護職員は訪問看護指示書と居宅介護サービス計画書（以下「ケアプラン」という）及び（介護予防）訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）に基づき訪問看護を実施し、実施事項等を訪問看護報告書として作成し、利用者またはその家族に説明する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 : 午前8時30分から午後5時まで
- ③ サービス提供時間 : 午前9時から午後4時45分まで
- ④ 24時間対応体制 : 24時間電話等による連絡相談が対応可能な体制

(指定訪問看護の内容)

第7条 事業所は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用者の希望、主治医の指示、ケアプランに沿って心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成する。
- ② ①の訪問看護計画書について利用者又はその家族へ説明し、当該計画書を交付する。
- ③ 訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を実施する。
- ④ 訪問看護報告書の作成
- ⑤ 必要に応じた保健医療サービスとの連携
- ⑥ 主治医等関係者への情報提供

(指定介護予防訪問看護の内容)

第8条 事業所は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用者の希望、主治医の指示、ケアプランに沿って心身の状況を踏まえ、療養上の目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護予防訪問看護計画書を作成する。
- ② ①の訪問看護計画書について利用者又はその家族へ説明し、当該計画書を交付する。
- ③ 訪問看護計画書に基づき指定介護予防訪問看護を実施する。
- ④ 訪問看護報告書の作成
- ⑤ 主治医、地域包括支援センターとの必要な連携
- ⑥ 主治医等関係者への情報提供

(利用料等)

第9条 介護保険・医療保険等に規定する基本料金の支払いを利用者から受けるものとする。

- 2 指定訪問看護を実施するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し費用の内容及び金額について別途定める料金表の説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 事業所は、提供したサービス内容を明確に区分した請求書、領収書を交付し、利用者より基本利用料、その他の利用料（個別の費用ごとに区分）の支払を受ける。
- 4 その他の利用料として次の額の支払を受ける。
 - ① 死後の処置料：20,000円
 - ② 各書類作成・発行手数料：1部100円
 - ③ 当日キャンセル料（受診等急な場合は除く）：1,000円
 - ④ 医療材料費（処置内容に応じて随時）：実費
 - ⑤ 有料駐車場費用（利用した場合）：実費
 - ⑥ その他必要に応じて：実費

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は鎌倉市、藤沢市の一部（片瀬・片瀬山・鵜沼）とする。

(虐待の防止について)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定。

虐待防止に関する責任者	管理者 村井 みどり
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用の支援。
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。

- ⑤ 介護相談員の受け入れ。
- ⑥ サービス提供中に従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。

（緊急時における対応）

- 第 12 条 指定訪問看護を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、臨機応変の処置を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じ管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者と連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 13 条 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故発生により何らかの措置が必要となる場合は、利用者の家族と相談し、適切な受診ができるように手配する。
 - 3 事故発生までの経過を十分に検討し、その原因を究明し、再発防止策を講じると共に、再発防止に努める。

（衛生管理等）

- 第 14 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 1 年 1 回職員の健康診断を実施し衛生管理に努める。

（感染症及び災害時業務継続計画の策定等）

- 第 15 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

第 16 条 事業所は、現場で働く看護師の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。

2 事業所内において優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となる。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討する。

4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、看護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。

5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 17 条 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供に関わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護、指定介護予防訪問看護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護、指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- ② 継続研修 年 2 回

2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業員にその同居の家族を利用者とした指定訪問看護を提供させないものとする。

5 事業所は訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- 6 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖テレジア会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成30年6月1日から施行する。

改訂 令和6年4月1日